



大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

## 知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 3329 号 2016.10.31 発行

### 社説 いじめ最多 情報の共有が対応の鍵

毎日新聞 2016年10月31日

全国の小中高校、特別支援学校で昨年度認知されたいじめが、22万4540件と過去最多を記録した。文部科学省の集計である。学校教育の場で教員らが察知、確認した数だ。前年度より2割近く増えた。

文科省はできるだけ実態が明らかになるよう、いじめ発生件数の多さが学校や教員の評価を落とすものではなく、むしろ積極的な取り組みとみると表明してきた。

それもあって、過去最多の数字も、教員らによる掘り起こしの努力が奏功したとみられる。しかしなお潜在するいじめの存在を常に念頭に置き、いじめの芽や被害児童・生徒が発するシグナルに敏感でありたい。

調査は全体的に深まったが、1000人当たりの発生認知件数を都道府県別に比べると最大26倍もの差がある。また、1年間に1件もいじめは見つからなかったとする学校も4割近くある。いじめのとらえ方の差異もあろう。文科省は調査がまだ実態を反映しきれていないとみる。

被害に遭う子供を救い、解決する対策もまだ多くの課題を負う。

2011年に津市で起きた男子中学生の自殺事件をきっかけに、「いじめ防止対策推進法」（いじめ防止法）が13年度に施行された。行政や学校に防止への取り組みと支援体制整備を課したものだ。

しかし、文科省によると、13～15年度にいじめ問題を抱えて自ら命を絶った子供は23人になるなど、事態はなかなか改まらない。

法の柱は、学校が自ら「いじめ防止基本方針」を定め、中枢機能を担う対策組織を設置することだ。

個々のいじめ情報は集約され、教員らは情報を共有し、組織で対応する。一人で抱え込まない仕組みだ。

情報の共有が鍵だが、これができていない例が少なくないという。

例えば、昨夏、岩手県で男子中学生が命を絶った事件では、生徒が担任と交わすノートにいじめのつらさを記し自殺の示唆もしていたが、情報は共有されなかった。

法や方針、組織を整えても十分機能していない。そうした状況を踏まえ、施策の改善を論議している文科省の有識者会議は、各校が対策の達成目標を立てることも提案した。年間を通して、どのように取り組むか計画を定め、その達成度を学校の評価に反映させるという。

ただ、かねて指摘されるように、現場の教員の多忙さも情報共有への大きなネックとなっている。いじめ問題専従の教員配置や、カウンセリング体制の拡充など、有効策には財政的措置や支援も欠かせない。

いじめはどこでも誰にも起こりうる。その認識を原点に、形ではなく中身ある対策を求めたい。

## 社説：児相の体制強化／弁護士配置の実現が急務

河北新報 2016年10月31日

児童虐待が増え続けている。幼い心と体に深い傷痕が刻まれるだけではない。命に関わる悲劇も相次いでいる。

最前線で対応に当たる児童相談所（児相）の体制、権限の強化が喫緊の課題だが、自治体の取り組みには遅れが目立つ。虐待件数が毎年のように過去最多を更新している事態を重く受け止め、必要な措置を急ぐべきだ。

今月1日施行の改正児童福祉法により、児相に原則として弁護士の配置が義務付けられた。しかし、児相を設置している全都道府県と22の政令市・中核市を対象に共同通信社が行った調査によると、非常勤を含め、本年度内に配置するとしているのは2割にとどまった。

改正法が認める「配置に準ずる措置」として業務委託契約などで対応するとしたのは4割。「来年度の配置予定」は1割超で残りは「検討中」「未定」だった。

東北では岩手が「本年度内に配置予定」としているものの、山形は「検討中」。宮城など残る4県と仙台市は「準ずる措置」で対応予定としており、消極的な印象が拭えない。

一刻も早く子どもを保護しなければならない事案が急増している中、今後さらに現場で法律の知識が重要になってくるのは確実だ。可能な限り弁護士の常勤配置を目指す必要がある。

既に弁護士を常勤配置している福岡、名古屋両市では「法に基づき、毅然（きぜん）とした対応ができるようになった」などと現場の評価は高い。

特に虐待を受けた子どもを親から強制的に引き離す「一時保護」に関して、職員が個々の事案に応じて、気後れせずに職権行使の判断ができるようになったとの声が上がっているという。

これまで保護者の抵抗や反発を受け、児相が一時保護をためらっている間に子どもが犠牲になる事件が後を絶たなかったことを思えば、このことだけでも配置の効果は大きいと言えるだろう。

虐待を否定したり、家庭への立ち入りを拒んだりする親への対応は難しく、児相職員は体力、気力を消耗させられている。保護の現場に立ち会う弁護士の存在は心強いに違いない。

全国の児相が2015年度に対応した虐待の件数は10万3260件で過去最多を更新し、初めて10万件を超えた。

急増する業務に児相の体制は追いついていない。過去15年間で見ると、虐待の件数は5.8倍に急増した一方、児童福祉司は2.2倍に増えたにすぎない。

職員への負担は既に限界に達している。厳しい現場を支えるため、弁護士との連携は不可欠だ。自治体側には弁護士を配置したくても、予算や適切な人材の確保が難しいとする声も根強い。国の積極的な支援が求められることは言うまでもない。

## 社説：年金法案審議 政治の責任を果たせ

朝日新聞 2016年10月31日

10%への消費増税に先駆けて、年金の受給に必要な加入期間を25年から10年に短くし、無年金者を減らす。そのための法案が、衆院厚生労働委員会で可決された。

一方、民進党が「年金カット法案」と批判する、給付抑制の徹底や年金額の改定ルールの見直しが盛り込まれた改革法案は、審議入りすらしていない。前の国会からの宿題であるにもかかわらず、だ。

国民に受けのよい話だけを進め、厳しい改革から逃げるような姿勢は、責任ある政治の姿とは言いがたい。将来世代にも目を向け、審議を進めてほしい。

今のままでは将来の年金の水準が想定以上に下がり、とりわけ基礎年金への影響が大きい——。2年前の財政検証で厳しい見通しが示され、それに歯止めをかけるために考えられたのが、今回の改革法案だ。

日本の公的年金制度は、現役世代が負担する保険料で毎年の給付の大半をまかなっている。制度を将来にわたって安定させるには、少子高齢化が進んでも負担と給付のバランスが大きく崩れないよう、調整することが不可欠だ。

このため、04年の制度改革では、現役世代の負担が過重にならないように、保険料に上限を設ける一方、その収入の範囲内でやりくりできるよう、給付を抑える仕組みも入れた。

ただ、給付の抑制は物価の上昇を前提としたため、デフレ経済の長期化でほとんど機能してこなかった。さらに現役世代の賃金が下がった時に年金も同様に下げるルールが徹底されていなかったため、年金の水準が高止まりしているのが現状だ。

このため、今回の改革法案には、デフレ時に抑制できない分を繰り越して物価上昇時に実施することや、現役世代の賃金下落に合わせて年金額を下げるルールの徹底が盛り込まれた。

問題は、年金の多い人にも少ない人にも給付の抑制が及ぶ点だ。低所得の人たちへの配慮は当然、考えねばならない。

政府・与党は、10%への消費増税に合わせて低所得者向けの福祉的な給付金を導入すると主張する。増税を三たび延期することはないのか。給付金の新設で対策は十分かといった点も検討課題の一つだろう。

老後の生活をどう守るか。他の福祉的な制度での対応や、医療や介護での負担増を抑えて年金減の痛みを和らげる道など、年金制度にとらわれず、広く与野党で知恵を絞ってはどうか。

問題の先送りは状況をさらに厳しくするだけだ。

## 社説：年金改革法案 持続可能にする論議を

毎日新聞 2016年10月31日

年金制度改革関連法案をめぐって今国会での与野党の論議が激しくなっている。焦点は年金額の改定ルールだ。

将来も年金が維持できるのかと不安に思う人は多い。年金額は複雑な数理計算によって調整されており、一般の人にはわかりにくい。それが不安を増幅させる要因にもなっている。適正なデータに基づき、丁寧でわかりやすい論議が必要だ。

年金額改定ルールの見直しの一つは、年金給付額を少子高齢化の進展に合わせて調整する「マクロ経済スライド」という仕組みをデフレ下でも適用すること。もう一つは、賃金の下げ幅が物価の下落より大きいときは、それを給付額に反映することだ。両方とも現行制度にはない。

年金は国民から保険料として集めた財源を長期間にわたって高齢者に給付していく制度であり、現在の高齢者に多く給付すれば、現役世代（将来の高齢者）の給付水準が下がる。逆に現在の給付を抑えると、将来の給付に余裕が出る。

デフレで物価や賃金が下がったとき、それを年金に反映させなければ、給付額は高水準のままとなり、将来の財源が苦しくなる。長期的に年金を持続可能にすることを考えると、改革案は必要な措置ではある。

しかし、現在の高齢者の給付が下がることを前提にしているため、民進党などは「年金カット法案」と批判する。国会でも独自の試算に基づいて、政府の想定より給付額が大幅に下がる可能性があるという。追及する。

ただ、過去にもさまざまな研究者や民主党（当時）議員が独自の試算やデータを用いて「年金積立金は数年以内になくなる」「年金は事実上破綻している」などの主張を繰り返してきた。政府の説明が難解で不十分な上、「消えた年金」などの不祥事のイメージも重なって、国民は疑心や不安を膨らませてきた。

実際、低年金で生活が苦しい高齢者は多く、現行制度にもさまざまな問題点はある。しかし、少なくとも積立金は現在約130兆円の水準を維持しており、年金制度自体が破綻

しているわけでもない。

限られた財源を現在と将来の高齢者が分かち合うのが年金であり、世代間の信頼がなくでは成り立たない制度だ。国民の不安を解消するため問題点は徹底して議論すべきだが、正確で公正なデータと論理が必要であることは言うまでもない。

年金の長期的な財政は物価や賃金だけでなく出生率や利回りにも大きく影響される。デフレを前提にした制度改革も大事だが、デフレを克服する経済政策や出生率の改善に取り組むことが制度の持続可能性を高めることも忘れてはならない。

### 社説：精神指定医 人権扱う重み再認識を

朝日新聞 2016年10月31日

精神科医療への信頼を根底から崩しかねない事態である。

法律に基づく精神保健指定医の資格を、89人も医師が取り消されることになった。厚生労働省の調査で、自分が診療に深く関わったように装い症例数を水増ししていた医師が49人、その不正をチェックしなかった指導医が40人見つかった。このほか、調査が始まった後、自ら資格を返上した者も6人いた。

医療は患者の同意に基づいて行われるのが大原則だ。

だが指定医は、重い精神障害で入院治療が必要と判断した場合、保護者の同意だけで患者を「医療保護入院」させられる。さらに、人を傷つける恐れなどがあると診断したときは、都道府県知事らの命令により「措置入院」とすることも可能だ。

人の自由を奪う判断は、確かな人権意識と倫理観に裏打ちされたものでなければならぬ。資格の不正取得や見逃しが、人権をないがしろにし、倫理にもとる行いであるのは明らかだ。

指定医という資格を、学会が認定する各種専門医と同じようなものと、とらえていたのではないかとの指摘もある。だとしたら考え違いも甚だしい。

調査は、聖マリアンナ医科大学病院（川崎市）で昨年不正取得が発覚し、23人が資格を失ったことがきっかけだった。

厚労省が近年の指定医の症例報告を洗い直したところ、12都府県の26病院で問題行為が見つかった。精神医療の中核病院や大学病院も名を連ねている。

指定医になると処遇は上がり、病院にも診療報酬の上乗せなどの利点がある。不正の広がり背景に、こうした事情もあったのだろうか。

聖マリアンナ医大では資格取り消しに加え、不正取得者は1カ月、指導医は2カ月の業務停止処分を受けた。この間、医師活動はできず、病院も診療報酬の一部自主返納を進めている。

今回も同様の措置が予想されるが、患者にとって、医師が突然代わったり、他の病院に通わなければならないとなったりするのは大きな負担だ。他の医療機関や行政とも連携をとりながら、影響を最小限におさえることに努めてもらいたい。

厚労省の審議会の部会は、指定医資格の審査方法に欠陥があると認め、すでに口頭試験の導入などが提案されている。再発防止策を急ぐ必要がある。

制度もさることながら、何より重要なのは、医師と病院の意識を改めることだ。教育や研修の充実などに早急にとり組み、社会との信頼を結び直さなければならない。

### 車中泊のエコノミー症候群対策 防災計画明記は13市区 朝日新聞 2016年10月31日

災害時に車の中で寝泊まりする避難者の対応策を、防災計画に明記する自治体が増えている。朝日新聞が46道府県庁の所在市と政令指定市、東京23区の計74市区に書面で尋ねたところ、13市区が盛り込んでいた。半年前の熊本地震でも、車中泊に伴うエコノミークラス症候群による死亡事例があり、その後に対策を追加した自治体もある。全体の中ではまだ少数だが、検討中という市区もあり、徐々に広がりつつある。

車中泊は災害のたびに課題になっている。今年4月の熊本地震では、車中泊の避難者らがエコノミークラス症候群を発症し、熊本県によると、うち1人が死亡した。今月21日に最大震度6弱を観測した鳥取県倉吉市でも、避難所の校庭に車中泊の車が並んだ。

避難所となった小学校のグラウンドに並んだ避難者の車。多くの人が車中泊を続けた＝4月21日、熊本県益城町（車のナンバーにモザイクをかけています）

エコノミークラス症候群による車中泊の死亡例が知られたのは、2004年10月の新潟県中越地震からだ。74市区にアンケートした結果、11市区が昨年3月までに車中泊の対策を防災計画に盛り込んでいた。



### <ひと物語>芸術体験で五感育む NPO法人うりんこくらぶ副代表・根崎由美さん

東京新聞 2016年10月31日



「キッズアートプロジェクト」に取り組む根崎さん＝久喜市で

ハンディキャップのある子もない子も共に手を取り、笑い合い、一緒に生きていく。久喜市の根崎由美さん（39）が副代表を務めるボランティア団体「NPO法人うりんこくらぶ」は、障害の有無にかかわらず共に活動するノーマライゼーションを目指し、親子の情操教育や子育て支援に取り組んでいる。

根崎さんは学生時代に東京都内で障害児を対象としたボランティアに携わった。「子どもたちのパワー、尊さに心が救われた。子どもたちを助けるというより自分が助けられた」

しかし結婚後に一男二女を産み、母親の立場で子どもに接すると、ボランティアの時とのギャップを感じた。年子の三人を育てるのは大変で、「手が掛かる子どもたちを丸ごと受け入れ、楽しく育てることの難しさを知った」。

さらに、難病を抱える息子を育てていた友人の片野三代子さん（40）の悩みを聞く機会があり、自身の子育ての経験も踏まえ、育児中の親の心的サポートが必要だと感じた。「子育ては一人より、みんなでした方がいい」と、二〇一一年に片野さんに声を掛け、うりんこくらぶを立ち上げた。

うりんこくらぶは一四年にNPO法人化し、県や市から助成金などの支援を受けて活動してきた。現在の会員は久喜、加須、鴻巣市などに住む約八十人。活動は農業体験や料理教室、遠足、チャリティーショップ開催など多岐にわたる。

年に二回開いている「ハンディキャップの子育てママのための座談会」では、育児中の母親が近況を報告し合い、悩みを打ち明け、勇気づけられている。

昨年十一月には、日ごろ子育てに忙しい親とその子どもが共に芸術を体験して五感を育むイベント「キッズアートプロジェクト」を加須市で開いた。「障害の有無にかかわらず人は芸術活動では平等で、個性は才能となる」と根崎さん。自身の息子も含め中高生ら約五十人のボランティアが参加。三百人近くが来場し「温かい雰囲気感動した」などと好評だった。

ノーマライゼーションを目指し数多くのイベントを企画する根崎さんは「小さい時から一緒に育つことで大人になった時に手の差し伸べ方が分かり、偏見を持たないと思う」と話す。

将来の目標は、野菜やコメを作ったり、料理を提供したりする「コミュニティカフェ」の開設だ。障害のある人が笑顔で働き、子どもから高齢者まで地域の人が集う場所を思い描く。「社会とつながって力を発揮できる居場所にしたい。多様な人に来てほしい」（中

西公一)

<ねぎき・ゆみ> 久喜市在住。県家庭教育アドバイザー。食育アドバイザー。同市のNPO法人うりんこくらの副代表。片野三代子代表らと子どもの感性を磨き、創造力を育む活動などに取り組んでいる。今年の「キッズアートプロジェクト」は加須市で12月4日に開催する予定。問い合わせは根崎さん＝電090(9821)5930＝へ。

## <大阪マラソン>心一つ 走り切った

読売新聞 2016年10月31日



秋の大阪の街を彩った30日の第6回大阪マラソン(読売新聞社共催)には、府内から大勢のランナーが出場した。午前9時、大阪城公園前(大阪市中央区)から駆け出した参加者たちは、力走を祈る仲間や家族、沿道からの市民らのにぎやかでユニークな応援に後押しされながら、市内を縦横に巡った。

◇全盲ランナーに導かれ

◇伴走ランナーとして活動 自営業 寺山典孝さん 48 視覚障害のある谷口真大さん(右)とともに完走し、握手を交わす寺山典孝さん(大阪市住之江区で)＝近藤誠撮影

視覚障害者の伴走ランナーとして活動する河内長野市の自営業、寺山典孝さん(48)は3時間22分56秒でゴールし、神戸市の全盲のランナー谷口真大さん(26)とロープで結ばれた手を高々と上げた。

日本代表経験もある谷口さんから「日頃の練習の恩返しを」とサポートされ、寺山さんは「全力で走り切った。気持ちいい」と笑顔を見せた。

寺山さんは6年前にマラソンを始め、大阪市の長居公園で活動する伴走サークルに参加。その魅力にとりつかれた。1年間のうち約半分は練習し、大会出場は今回100回目になった。

伴走ではロープを手に足運びを合わせ、「50メートル先、緩やかなカーブ」「上り坂」と短い言葉で的確に状況を伝える。全力で走っている時は、わずかな段差や側溝のふたも危険で、当初は「説明が足りない」とよく指摘された。石畳1枚の小さな盛り上がりにも気づかず、全盲の男性を転ばせてしまったこともあった。

難しさも感じつつ続けてきたのは、抱き合ったり涙を流したり伴走相手が感謝の気持ちをいっぱい表してくれるゴールの瞬間が忘れられないから。「苦労だけでなく喜びも全て分かち合える。一人で完走しても物足りなくなった」と話す。

谷口さんとのつながりは伴走サークルに所属した当初から。谷口さんは2013年に仏リヨンであった「IPC陸上競技世界選手権」のマラソンに5位入賞するなど、障害者の国際大会で活躍するトップアスリート。寺山さんは、谷口さんのほうが速いため大会での伴走はできないが、日々の練習で伴走者を探すのに困っていることを知り、買って出るようになった。

今年、リオパラリンピックの代表選考前にスランプに陥った谷口さんに、「リオに行けなくても俺はそばを離れへん。また楽しく練習しよう」と声をかけた寺山さん。谷口さんはパラリンピック出場は逃したが、「友人としての言葉がありがたかった」と振り返る。

この日の大阪マラソンは谷口さんが持ちかけ、初めて一緒に出場する大会に。ペース配分など走りを読み取ってくれた谷口さんに、寺山さんはゴール後、「今日は私の方が隣から支えてもらった。気持ちを一つにして走る楽しさをまた教えてもらった」と心からの感謝を伝えた。

選挙戦は7つの公立の幼稚園と保育所を廃止し認定子ども園に集約する計画の是非を巡り、現職と新人2人の三つ巴に。計画の白紙撤回を訴えた大阪維新の会推薦の無所属・新人、水野謙二さんが圧勝した。投票率は51.04%で前回は9ポイント以上増えた。

### 寝たままで半身浴 稲城の夏目さん、器具を考案 ビッグサイト出展



東京新聞 2016年10月31日

人形を使い入浴装置の手順を説明する夏目さん。防水シートなどで囲った浴槽にカバーをかぶせて保温性を高める＝稲城市で

障害者や高齢者がベッドで寝た姿勢のまま入浴ができる器具を、稲城市の夏目三郎さん（68）が考案した。商品化を目指し、江東区の東京ビッグサイトで三十一日から十一月二日まで開かれる「産業交流展2016」に出展、パートナー企業を探す。（栗原淳）

器具の名は「介護用半身入浴装置」。ポリウレタン製の薄い防水シートと、それをかぶせて浴槽にするための木枠などからなる。

まず、入浴者がベッドに寝た状態で、シーツ替えの要領で身体の下に防水シートを敷く。次にベッドの背もたれを起こし、体の両側面と足裏側の三面を囲うように木枠を置き、洗濯挟みでシートを固定して浴槽が完成。電池式ポンプでお湯を注ぐと胸辺りまで漬かり、半身浴ができる仕組み。

夏目さんは六年前に最初の試作品を作り、二〇一二年に器具の形状と使い方の特許を取得。福祉機器の展示会に出品するなどしてPR活動を行っている。

現在、ベッド上で入浴できる介護用浴槽は、ゴムボートのような装置を膨らませて浴槽にするタイプなどが主流。これに対し夏目さんは「接ぎ目のない柔らかな防水シートなので肌に触れても不快感が少なく、上体を起こしているのでおぼれる心配がない」と自作の利点を挙げる。

また、訪問入浴では看護師ら専門員三人が組み立て式の浴槽を住宅に運び入れ、ベッド上の入浴者を持ち上げて移す。その点、夏目さんの器具は搬入から設置、入浴までを一人の介助者で対応でき、入浴者を移す必要がない。「入浴者、介助者双方の負担を軽減できる」と強調する。

二十年ほど前、病院で寝たきりだった父を見舞った時、父が風呂に入れずに不衛生だったため、手を握ってゆっくり話ができなかったことを今も悔やむ。「寝たまま入浴できないか」と長年アイデアを温めてきた。会社を定年後、ヘルパーの資格を取り、介護の現場の実情も知った。

現状の器具は木の板などを市販品で間に合わせた。「軽く強度のある素材を使えば機能はもっと向上する。そのためには企業との連携が必要。介護に関わる人の役に立ちたい」と話す。産業交流展は午前十時から午後六時まで（最終日は同五時まで）。入場無料。

### 福祉用具、貸与費に上限 厚労省が介護費抑制策 朝日新聞 2016年10月31日

介護保険で借りられる車いすや電動ベッドなど「福祉用具」について、厚生労働省は価格に上限を設ける方針を決めた。製品ごとに平均価格を調べ、一定の割合を加えた水準に設定する方向だ。市場価格からかけ離れた高額な価格で貸し出している事例もあることから、上限を設けることで介護費用の抑制策とする。

具体的な上限の水準は財務省などと協議を進め、2018年度中にも設定する。上限を超えた製品は原則、保険の適用対象外。離島や中山間地域などで輸送費や保守点検費が多くかかる場合は、事前に了承があれば例外も認める方針だ。

介護保険では、車いすや電動ベッド、手すりなど11種の福祉用具を貸出価格の1割（一定所得以上の利用者は2割）で借りられる。福祉用具にかかる費用は年々増え、15年度は計2930億円。高額化も一因となっており、財務省の調査では平均貸出価格が月約8800円の電動ベッドの中には10倍以上の月10万円という価格もあるという。

厚労省は、自宅に手すりを設けるといった住宅改修では複数の見積もりを取り、安い事業者を選ぶよう促す仕組みなども導入する方針だ。（水戸部六美）

## 【社会福祉法人改革】控除対象は運転資金3カ月分

福祉新聞 2016年10月31日 編集部

2017年4月施行の社会福祉法人改革に関連し、厚生労働省は21日、いわゆる内部留保（社会福祉充実残額）を導く計算方法の修正案を明らかにした。法人の全財産から控除できる運転資金は「年間事業活動支出の1カ月分」と説明していたが、修正案は3カ月分とした。小規模法人に緊急的な支出が生じることもありえるため、配慮が必要と判断した。改正社会福祉法が規定する政令・省令を定めた上で、11月下旬に自治体向けの説明会を開く。

修正案は同日、「社会福祉法人の財務規律の向上に係る検討会」で明らかにした。より多く控除し、社会福祉充実残額を小さくする方向での修正案と言える。社会福祉充実残額のある法人は、その活用方法を盛り込んだ社会福祉充実計画を17年6月末までにまとめなければならない。

残額を算定する上で法人の全財産から差し引く「控除対象財産」は①施設の建て替えや大規模修繕などに必要な財産②不動産③運転資金-で、厚労省は控除額が過大にならないようそれぞれに計算方法を定める。

建て替えに備えた自己資金について厚労省は、総費用の15%を標準としつつ、建設時に15～35%だった法人はその比率分の控除を認める考えだった。35%を控除の上限とした。

それに対し、同日は自己資金比率35%を超えて建てた法人も建設時の比率をそのまま控除対象に反映する修正案を示した。「法人の経営努力を適切に反映するため」という。

また、貸借対照表上の資産区分（流動資産、固定資産）ごとに「控除対象になる」「ならない」「内容によってなりうる」を印付けた一覧表も示した。

「高齢者入所施設7カ所、その他在宅サービスを運営する法人」「保育所一つを運営する法人」などの例を挙げ、仮置き数字を当てはめて残額を導いた資料も示した。

社会福祉充実計画は実施期間を5年以内として社会福祉事業、地域公益事業（無料または低額な料金によるもの）などを行うもの。ただし、合理的な理由があれば最長10年まで延長できる。「法人が用途を明確にしないままお金をためている」とする批判をかわすことが狙いだ。

このように財務規律を強化することを前提に、厚労省は法人が結ぶ随意契約の規制を緩和する方針。また、現在は認めていない未公開株の保有についても、社会福祉に関する調査研究を行う企業のものであることなど一定の条件付きで認める考えだ。

月刊情報誌「太陽の子」、隔月本人新聞「青空新聞」、社内誌「つなぐちゃんベクトル」、ネット情報「たまにブログ」も



大阪市天王寺区生玉前町5-33 社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所発行